

第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画 (集落対策の推進) の概要

第1章 総論

1 位置づけ【本文 P2~3】

第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画(以下「第Ⅱ期計画」という。)策定時において残された検討課題(※1)について、有識者により検討いただいた最終取りまとめ(※2)を踏まえ、集落対策の取組(以下「本対策」という。)を第Ⅱ期計画を補完するものとして策定するもの。

※1 残された検討課題

- | |
|---|
| I 地域の持続可能性を高める「 地域間の機能分担・資源の再配置 」
II かつてないスピードで進む人口減少を踏まえた「 これまでの延長線上にはない地域運営 」
III 一律の行政サービスが困難になることも見据えた「 安心して暮らせる生活環境 」 |
|---|

※2 最終取りまとめ

「広島県における今後の集落対策 最終取りまとめ」(令和6年2月 広島県集落対策に関する検討会議)

2 基本的な考え方【本文 P6】

地域の生活環境の機能低下が進む中であっても、中山間地域には、愛着や誇りを持って生活し続けたいと考える住民が多くおられる。こうした人々の願いや思いをしっかりと受け止め、今後直面することが見込まれる地域の変化に的確に対応できる集落対策を進めていく必要がある。

無住化リスクを抱える中山間地域においては、地域の持続性を確保していく上で残された時間は多くないことや、地区・集落の担い手の中心となっている団塊の世代が支える側から支えられる側に向かっていく向こう10年間で、集落対策を講じる重要な期間になることを踏まえ、基本的な考え方を次のとおりとする。

30年後の中山間地域の姿を想定し、人々が安心して暮らし続けられる 新たな生活環境を創出する10年間の取組
--

3 計画期間【本文 P7】

令和6年10月～令和8年3月(令和7年度)

(目指す姿と施策の推進方向については、令和8年度以降は、次期広島県中山間地域振興計画に引き継ぐこととし、施策の深化を図る。)

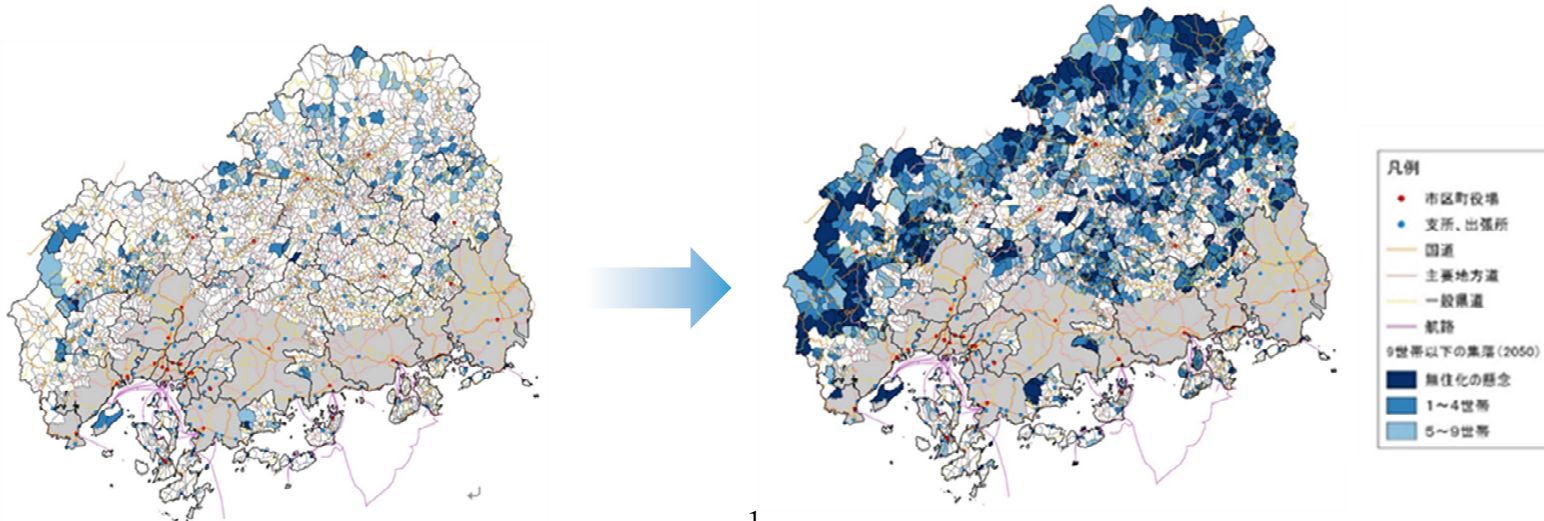
4 地区・集落の実態と将来見通し【本文 P9~10】

中山間地域における集落では、人口減少と高齢化により無住化が懸念される集落が中山間地域全体に広がっていくことが予想される。

[無住化が懸念される集落の増加:9世帯以下の集落(※3)数]

令和元年 379/3,372(11.2%)

令和32年(推計) 1,346/2,898(46.4%)



第2章 検討課題等

1 得られた知見と検討課題

(1) 集落实態調査等から得られた知見【本文 P16～18】

令和2年度から令和5年度に実施した集落实態調査等から、次のア～ウの事項が明らかになった。

今後の人口減少と高齢化等により、これまで対応できていた事項が将来的には困難となってくことを念頭に置く必要があると考えられる。

ア 中山間地域で暮らす住民の居留意向

- ・ 自力で生活できる限りは、継続的な居留意向がある。

イ 集落での居住継続を支える自助・共助の実態

- ・ 移動について、自家用車への依存が大きい
- ・ 地域活動の負担感の増大による住民自治組織への影響が課題となっている など

ウ 居住継続する上での分岐点

- ・ 世帯内における分岐点（健康不安の有無、自家用車運転の可否、親族等による支援の有無）
- ・ 周辺環境における分岐点（移動手段の有無、生活サービスの有無、見守り機能の有無など）

(2) 集落対策における主な検討課題【本文 P18～19】

本対策における取組の整理に当たっては、有識者による検討会議において検討課題として指摘された次のア～エを踏まえることとする。

ア 自家用車移動により広域化する生活圏と身近な生活機能の低下

イ 親族等による支援機能の低下

ウ 担い手不足に起因する課題を抱える地区・集落の拡大

エ 無住化が懸念される集落の拡大

2 対策を講じる分野【本文 P20】

集落实態調査等から得られた知見や、将来において予測される姿等を踏まえつつ、上記(2)で述べた主な検討課題に適切に対処するため、有識者による検討会議において整理された次の5つの分野について、施策の方向性を整理する。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 住民生活(居住環境) | 自助による住民生活を継続するための機能の確保 |
| ② 住民自治機能 | 住民自治組織による共助機能の確保 |
| ③ 広域マネジメント | 地区・集落若しくは行政範囲を越える範囲での連携のマネジメント |
| ④ 空間管理 | 無住化後の対応も含めた空間管理 |
| ⑤ 取組の推進体制 | ①～④の集落対策を効果的に推進する体制づくり |

3 取組と並行した検討課題【本文 P21】

上記対策を講じてもなお、地区・集落における居住継続を支えることが困難となることも想定される。各世帯にとってより適切な選択がなされていくよう、本対策に基づく取組を進めつつ、そこに至るプロセスも含めた対策を引き続き検討する。

第3章 施策体系等

1 施策体系【本文 P24、26】

第Ⅱ期計画策定時に残された3つの検討の視点を踏まえつつ、内外の環境変化や集落実態調査等から得られた情報や予測される姿なども考慮し、次のとおり5つの取組分野と13の取組方針を、本対策の施策体系として位置付けた。

また、施策体系に沿った具体的な取組については、次のとおり40の取組項目で整理した。

【分野】	【取組方針】	【取組項目】
1 住民生活 (居住環境)	(1) 生活サービスの機能継続	① 移動の確保 ② 生活圏における各種生活サービス機能の確保
	(2) 移動・訪問・遠隔サービスの拡充	③ 移動販売、食材配達等のサービスエリアの拡大 ④ 金融サービス機能の拡充 ⑤ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保 ⑥ ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実
	(3) 暮らしを維持する分岐点の整理	⑦ 心身の健康状態の把握 ⑧ 自動車の運転が可能かどうかの状況把握 ⑨ 別居親族等による生活サポートの有無の確認 ⑩ 近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握 ⑪ 見守りを要する者の情報管理
	(4) セーフティネットの構築	⑫ 地域における見守り体制の確保 ⑬ 見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化) ⑭ 居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保
2 住民自治機能	(5) 住民自治機能の維持に向けた担い手の確保	⑮ 住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応 ⑯ 次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応 ⑰ 他出子や関係人口との連携意向を踏まえた対応 ⑱ 移住者の受入傾向の把握
	(6) 住民自治機能の再構築	⑲ 住民自治(集落)機能の見直し ⑳ 住民自治をサポートする支援機能の構築 ㉑ 地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化 ㉒ 共助から公助に転換される機能への市町の対応体制の確立
3 広域 市町等による マネジメント	(7) 地域間の連携・支援	㉓ 隣接地域間での支援体制の構築 ㉔ 旧町村単位等の広域的な支援機関の機能強化
	(8) 行政区域を越えた圏域での生活機能の確保	㉕ 広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援 ㉖ 行政区域を越えた移動支援策の構築
4 空間管理	(9) インフラ維持コストの見直し	㉗ 道路・上下水道等の管理体制の再構築 ㉘ 維持すべきインフラの絞り込み ㉙ 低利用インフラの廃止・除却の推進(支援) ㉚ ㉗～㉙の進展により現居住地域に与える影響への対応 ㉛ 無住化集落における残存インフラの管理水準の検討
	(10) 無住化後の資産管理	㉜ 無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施 ㉝ 無住化後の土地活用意向の把握 ㉞ 地権者等との協議による土地管理手法の検討
5 取組の推進体制	(11) 地区・集落への支援体制の構築	㉟ 地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有 ㊱ 地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討 ㊲ 住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立 ㊳ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり
	(12) 生活機能確保に向けた支援体制の構築	㊴ 生活機能を提供する民間主体をサポートする機能の構築 ㊵ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(再掲)
	(13) 国民的理解の促進	㊶ 中山間地域の価値の国民的理解の促進

第4章 施策の推進方向

1 基本的な考え方 【本文 P30】

5つの取組分野ごとに、10年後の目指す姿、現状と課題及び施策の推進方向を整理した。

その上で、13の取組方針ごとに、「視点」と、それを構成する40の取組項目に対応する、向こう10年間の施策の推進方向と令和7年度末までの取組を整理した。

2 施策の推進方向 【本文 P31】 ※取組項目は主なものを記載。現状と課題は一部要約

(1) 住民生活(居住環境)

[10年後の目指す姿]

- ◆ 自家用車による移動が可能かどうかに関わらず、生活サービス提供機能とつながることのできる環境が整っています。
- ◆ 個人の置かれた状態に応じた必要なサポートが講じられるよう、適切な役割分担と関係機関の連携による見守り体制が構築されています。
- ◆ 自力で生活することが困難となった高齢者等が、寄る辺のない状態にならないようにする支援体制が整っています。

ア 生活サービスの機能継続

《視点》 生活サービス提供施設への住民側からのアクセス確保と移動負担の抑制
民間企業・住民自治組織との協働による身近な生活サービスの提供

① 移動の確保

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 中山間地域では自家用車が主たる移動手段となっています。隣近所での乗り合せや他出子による送迎も行われていますが、事情変化に伴い、サポートが困難になることを想定しておく必要があります。・ 行政による移動支援は、今後、人口減少による利用者の減少等に伴う行政負担の増加や利用者の利便性の低下が考えられ、住民の日常生活への影響が懸念されます。・ このため、移動の確保における過度の負担増を抑制しつつ、生活サービス提供施設(次項②参照)への円滑なアクセスの確保を図っていく必要があります。
施策の推進方向	<ul style="list-style-type: none">■ 令和5年度に策定した広島県地域公共交通ビジョンを基に、市町の地域公共交通計画との連携を図るとともに、住民自治組織の対応力に留意しながら、民間主体(事業者の事業多角化等も含む。)又は住民主体、若しくは両者の連携による移動手段の確保に係る市町の取組を支援し、生活サービス提供施設へのアクセスを確保します。■ 県の交通データ基盤等も活用しながら、様々な課題について、各市町の地域公共交通計画に反映させることで、地域の生活交通の持続可能性を高めます。■ 生活サービス提供施設への公共交通のアクセス性向上に向けて、交通とまちづくりの一体化や、地域の関係者が連携し、交通と生活サービスの相乗効果を生み出す取組を推進します。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none">■ 住民の移動需要を継続的に満たす上での便数、車両規模などのマッチングや、必要となる経費などの様々な課題について、市町と連携して解決策の検討を行うとともに、改定期を迎える市町の地域公共交通計画へ反映させます。

② 生活圏における各種生活サービス機能の確保

現 状 と 題	<ul style="list-style-type: none"> 個人商店の廃業、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、金融機関(以下「生活サービス提供施設」という。)の閉鎖や撤退が相次ぐ中、自家用車を利用した住民の生活圏が広がっています。 今後も生活サービス提供施設の閉鎖等が続くことが懸念される中、住民の移動距離には一定の限界があることも踏まえ、生活圏における各種生活サービスが提供されていく必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民自治組織等による、民間事業者等と連携した商店やガソリンスタンドの運営などの新たな生活サービスモデルの構築に向けて、市町と連携して取り組みます。 ■ こうした取組に当たっては、デジタル技術などの積極的な活用に向けた助言等に努めるとともに、規制緩和や制度の創設の必要がある場合については、市町と連携して、所管省庁との調整などを行います。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町や地域住民と協議しながら、モデル地区において、生活物資の確保等の実証実験を行うなど、物資の購入など生活サービス確保のための仕組みづくりに取り組みます。

イ 移動・訪問・遠隔サービスの拡充

《視点》 移動が困難な者に対する生活サービス機能提供側からのアクセス

民間企業等との連携によるICTや先端技術等の実装によるサービス提供の効率化

⑤ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保

⑥ ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実

現 状 と 題	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員や訪問診療に対応する医師の不足などの懸念や、中山間地域の利用者が分散している中であっても、サービス供給力が確保されていくよう、対応が必要です。 医療資源等の限られた地域では、ICTを活用した未病対策や民間事業者による見守りサービスの提供が始まっています。 遠隔医療を望む声もあり、サービス提供側の体制強化、サービス享受側の必要となる機器の準備が本人では困難な場合や、機器の利用に不慣れな場合などへの対応が必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル技術の活用促進や、小規模事業者等が取り組む連携や協働化への助言などを通じて、介護現場の生産性向上による業務の効率化や安定的なサービス提供体制の確保に取り組みます。 ■ 在宅医療に携わる病院や診療所の実態や課題について把握するとともに、その体制維持のために必要な対応策(在宅医療のバックアップ体制、人材不足、オンライン診療等への対応の可能性)について検討し、実施します。 ■ へき地等では、専門医や病理診断医が少なく、また高齢化に伴い複数疾患や慢性疾患を持つ高齢の患者が増加することから、ICTを活用した診療支援や医療機関間の医療情報の共有化の取組を支援するとともに、地理的障壁の解消に向けてオンライン診療を実施可能な医療機関の拡大を図ることなどにより、総合的な診察及び適切な初期対応を行うことのできる医療体制を構築します。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ ICT・介護ロボット導入経費への補助のほか、社会福祉連携推進法人制度に関する情報提供や複数法人の協働化への助言などを行います。 ■ 在宅医療の実態や課題を把握し、必要な対応策について検討します。 ■ オンライン診療の導入を支援し、実施可能な医療機関を拡大するとともに、ICTリテラシーの向上を図ります。

ウ 暮らしを維持する分岐点の整理

《視点》 将来的に訪れる自助の限界ポイントへの対応方策の構築

⑩ 近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握

⑪ 見守りを要する者の情報管理

現 状 と 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等、地域で配慮が必要な人については、民生委員・集落支援員、社会福祉協議会、近隣住民、住民自治組織、物流事業者など、様々な主体による見守りが行われています。 ・ 集落の小規模化・近隣住家との遠距離化などにより、見守りが行き届かなくなる懸念があることへの対応が必要です。 ・ 住民の異変の兆候が見逃されるリスクを低減させるためには、個人情報適切な管理に配慮をした上で、関連情報の共有化等の仕組みづくりが必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き続き、高齢者等、地域で配慮が必要な人への民生委員による見守り活動に対して支援することにより、住民の異変の兆候が見逃されるリスクの低減に取り組みます。 ■ 市町の取組を支援し、個人情報の管理主体及び関連データの共有化のルールを明確化し、見守りを要する者に係るICT等を活用した効率的な情報管理手法の構築を進めます。
R7 年 度 末 まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広く住民等に対し、民生委員活動の周知やその内容等の普及啓発を行うなど、市町と連携して民生委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

エ セーフティネットの構築

《視点》 自助が低下する中でその地区・集落で暮らし続けられる仕組みの構築
親族等によるサポートが無くなっても、地域で暮らせる環境の整備

⑫ 地域における見守り体制の確保

⑬ 見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化)

⑭ 居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保

現 状 と 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティにおける密接な関係の中で果たされてきた見守り機能は、近所付き合いの縮小、住民自治組織の活動の停滞等による影響が懸念されることから、代替できる仕組みづくりが必要です。 ・ 親族による見守りが途切れると自力での生活が困難な状態になっていることも想定されます。そのため、見守り対象者に異変が起きていないかを確認できる仕組みづくりが必要です。 ・ 高齢者施設の入所待ちの方々がいることが随所で聞かれます。今後 85 歳以上人口が全県で増加することが見込まれる中、高齢者の受け皿を準備していくことが必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の多様な主体による見守り・支え合いや、地域の居場所づくり等を進めるため、広島県社会福祉協議会と連携・協働して、地域活動を担う人材の育成や活動支援等に取り組みます。 ■ 地域の多様な主体が連携・協働する包括的な支援体制の構築を図る市町の取組を支援し、福祉的な困りごとを抱えた人を早期に発見して必要な支援につなげます。 ■ 人の力による見守りを補完するため、個人情報保護に留意したデジタル技術を適切なコスト分担の下で導入することを検討する市町を支援し、必要な情報が必要な主体に迅速に届く仕組みづくりを進めます。 ■ 市町が介護保険事業計画に基づき取り組む、将来の介護サービス提供体制を見据えた施設整備を支援するとともに、介護人材の確保を図るための魅力発信等の取組を促進します。
R7 年 度 末 まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町が介護保険事業計画に基づき実施する介護施設整備への補助や、市町や関係団体等が主体となって各地で開催するセミナーやイベント等への支援を行い、人材確保につなげます。 ■ 広島県社会福祉協議会の活動を支援し、地域の多様な主体が課題解決を図る地域活動の創出や、それを支える人材の育成等に取り組みます。 ■ 「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等の連携・協働を促進するための市町職員等への研修開催や、分野横断的な相談支援体制の構築に取り組む市町を支援し、様々な福祉的課題の解決に向けて取り組みます。

(2) 住民自治機能

[10年後の目指す姿]

- ◆ 住民自治機能を維持する分岐点を見据え、活動の負担軽減とともに、地域づくり人材の育成、外部居住者等の活動への参画により、住民自治組織の担い手が確保されています。
- ◆ 継続が困難となった住民自治組織において、活動の見直し、複数組織による活動の共同実施や広域化、住民自治組織に代わる体制の整備など、住民自治機能の再構築が図られています。

ア 住民自治機能の維持に向けた担い手の確保

《視点》 住民自治機能を維持する分岐点を見据え、市町から住民自治組織に委ねた機能が、地区・集落の規模等に応じて的確に維持されるための仕組みづくりと地域の次世代を担う人材の確保

⑮ 住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応

⑯ 次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自治組織は、規模が小さくなるにつれ、役員が固定されている傾向が見られ、今後、地域づくり活動の停滞につながりかねない懸念があります。 ・ また、若者世代は総じて少なく、関わっている人も、他の組織の役員を担うなどにより十分に活動に参画する余裕がない状況にあります。今後、次世代の地域リーダーへのバトンタッチが困難となり、組織の活動が停止する懸念もあることから、組織の実情やニーズを踏まえた対応策を講じていく必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区・集落の話合いをサポートする人材を地域に派遣し、住民自治組織における合意の下で、活動の負担軽減を図るとともに、次世代の活動への参加機会の創出を通じ、住民自治組織と若者世代の交流を市町と連携して後押ししていきます。 ■ また、既存の地域づくり人材を育成する取組を磨きあげながら、人材の確保に努めるとともに、地域おこし協力隊制度や集落支援員制度の効果的かつ積極的な活用方策の検討等を行い、市町と連携して担い手確保に向けた取組を進めます。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区・集落の話合いをサポートする人材を地域に派遣し、住民自治活動の選択による負担軽減につながる住民の主体的な話合いを促します。 ■ 地域とのつながり方など、次世代のコミュニティリーダーとなり得るノウハウを習得できるよう、引き続き人材育成の取組を行います。

イ 住民自治機能の再構築

《視点》 住民自治組織の取組が主体的に継続できるための対応
住民自治組織の継続が困難になった時の対策

⑰ 住民自治(集落)機能の見直し

⑱ 住民自治をサポートする支援機能の構築

㉑ 地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自治組織の活動における負担感の高まりや、規模の大きい組織では住民の関心が低い傾向が見られる中、活動の持続可能性を不安視する声があります。 ・ 地域運営組織が設立された地域は限定的ですが、住民自治組織の小規模・高齢化が見込まれる中、一定の機能を担っていくような仕組みの検討が必要です。 ・ 住民自治組織の中には合併を検討する動きも見られますが、複数組織における目的意識の共有、地理的条件や歴史的な経緯、自主防災活動などの非常時における取組などにも留意し、広域化の検討を促していく必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民自治活動内容の選択と集中を踏まえ、地域運営組織等との機能分担や、地域の実情に応じ広域化することが望ましい機能の検討などが図られるよう、中間支援人材の派遣等により、住民自治組織における話合いを促していきます。 ■ また、行政が住民自治組織に対して何らかの役割を新たに求める際には、住民自治組織の実態を踏まえつつ過度の負担を強いることのないよう必要に応じて配慮します。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区・集落の話合いをサポートする人材を地域に派遣し、活動内容の選択と集中、広域化することが望ましい機能等の検討についての住民の主体的な話合いを促します。

(3) 市町等による広域マネジメント

[10年後の目指す姿]

- ◆ 市町等の調整により、住民自治組織が担えなくなりつつある活動を別の組織が担う仕組みが構築されています。
- ◆ 日常生活が、市町の行政区域を越えて成り立っている地域において、買い物や移動等の生活サービスが提供される仕組みが整っています。

ア 地域間の連携・支援

《視点》 住民自治組織の機能低下が避けられない地域等における住民自治組織の垣根を越えて活動を支援する体制の構築

㉓ 隣接地域間での支援体制の構築

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する地区が、困難となった活動を支援する仕組みづくりや、農村型地域運営組織において農用地保全活動や高齢者の生活支援の取組が検討されている事例などがあります。 ・ 今後、困難さを抱える住民自治組織の増加が想定されることに備え、このような組織の活動を近隣地域で支える体制を検討していくことが必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民自治組織が担えなくなりつつある活動(町道管理など)を別の住民自治組織や地域運営組織がサポートする仕組みの構築、地域間での連携に関する協議の場が創出されるよう市町を促していきます。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区・集落の話し合いをサポートする人材を地域に派遣する等、住民自治組織の垣根を越えた支援体制の構築等を進めます。 ■ 農用地保全活動や農業等の経済活動を核とした農村型地域運営組織の形成に向けた支援制度の市町への周知を図り、農村型地域運営組織による地域コミュニティの維持につなげてまいります。

イ 行政区域を越えた圏域での生活機能の確保

《視点》 関係主体が連携した住民の生活行動に合わせた行政区域(現行市町単位)を越えた圏域での生活機能の維持

㉔ 広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援

㉕ 行政区域を越えた移動支援策の構築

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な機能集積地域にある民間事業者による生活サービスは、行政区域を越えた広範囲の住民の日常生活を支えています。 ・ こうしたサービスを受けてきた住民等の更なる高齢化の進展に伴い、広域的な移動が困難となると、民間事業者の事業継続に影響を及ぼしていくことも想定されます。 ・ 今後、人口減少による利用者の減少等に伴う行政負担の増加や、利用者の利便性の低下を踏まえた対応を検討していくことが必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間事業者において、新たな形での生活サービスの導入を誘導する方策や、地域を商圈とする現経営者の理解の下で、住民主体による商店・ガソリンスタンドの運営を誘導する方策等を市町と連携して検討し、生活サービスの確保に向けて取り組みます。 ■ 鉄道やバス、タクシー等の地域公共交通サービスの提供が困難な交通空白地域において、潜在需要を満たす新たな交通サービスの調査や実証事業を行い、導入を促進します。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町と連携し、市町の区域を超えた範囲での生活サービスを提供している地域の実態把握や課題整理等を行います。 ■ 鉄道やバス、タクシー等の地域公共交通サービスの提供が困難な交通空白地域において、利便性と持続可能性が高い新たな移動サービスについて調査を行い、将来的な社会実装に向けた検討を行うことで、住民の移動手段の確保に向けた取組を行います。

(4) 空間管理

[10年後の目指す姿]

- ◆ 道路や上下水道等の生活インフラについて、維持すべきインフラの絞込みや低利用インフラの整理の推進等、インフラの最適化が進められ、適切に維持・管理されています。
- ◆ 無住化が予想される地域において、荒廃による周辺地域への影響の抑制と将来の活用方策等についての協議を通じ、個人資産が適切に管理される仕組みが整っています。

ア インフラ維持コストの見直し

《視点》 地域の暮らしに必要な公共インフラが適切に維持・管理される仕組みの構築

㉗ 道路・上下水道等の管理体制の再構築

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道の草刈りなどを住民自治組織に委託している場合や、日本型直接支払といった国の制度を活用して支援する場合がありますが、住民の減少に伴い、一人一人の負担感が増しています。 ・ このため、住民自治組織が受託を取りやめ、さらに近隣の住民自治組織による支援も困難となる地域にあっては、維持管理手法を変更する場合の影響を踏まえ、その対処の在り方を検討しておく必要があります。 ・ 住民による小規模水道施設の維持管理の持続可能性や、上下水道の管路の更新などに要する財政コストなどを想定し、これらの機能の代替案などの対応策も検討しておく必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民自治組織において対応ができなくなった場合を念頭に、公共インフラ(道路、小規模水道施設等)について、利用実態等も考慮しつつ、必要な維持管理水準や管理方策を検討する市町を支援し、管理者の枠を超えた適切な維持・管理を推進します。
R7 年度 末 まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共インフラの管理方策等の検討を行う市町に対し、必要に応じ、技術的助言などを行います。

㉘ 維持すべきインフラの絞り込み

㉙ 低利用インフラの廃止・除却の推進(支援)

㉚ ㉗～㉙の進展により現居住地域に与える影響への対応

㉛ 無住化集落における残存インフラの管理水準の検討

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少に伴い厳しい財政運営が見込まれる中においては、道路や水道等の公共インフラについて、現状と同等の維持管理を将来にわたって継続することができなくなることも想定しておく必要があります。 ・ 公共インフラの維持ができなくなることへの不安感が高まると同時に、管理が行き届かないインフラの増加は、地域に住み続けることを困難と感じる住民の増加につながっていくことが懸念されることから、適切なインフラの在り方を検討していく必要があります。 ・ 公共インフラについては、そこに住んでいない者が、墓参りや所有山林等の管理などの際に一時的に利用するため、何をどの水準で管理していくか、財政負担の兼ね合いとともに整理していく必要があります。 ・ 中山間地域の公共インフラは、多くが山林と隣接していることから、公共インフラの維持・管理に支障を来さないよう、インフラ周辺山林の所有者の適切な把握等に努める必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共インフラについて、利用実態等も考慮しつつ、必要な維持管理水準や管理方策を検討する市町を支援し、管理者の枠を超えた適切な維持・管理を推進します。 ■ また、インフラを廃止し、若しくは除却する場合にあってもコストを要することから、市町と連携し、国に対し財政面の支援を求めていきます。 ■ 公共インフラ周辺の山林については、無住化が進行する前に、早急に管理同意を得るなどの対策を管理主体に促します。
R7 年度 末 まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共インフラの管理方策等の検討を行う市町に対し、必要に応じ、技術的助言などを行います。

イ 無住化後の資産管理

《視点》 無住化に備えた事前の協議手法の確立
 荒廃地の周辺域への影響を抑制するための管理手法の確立

③② 無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施

③③ 無住化後の土地活用意向の把握

③④ 地権者等との協議による土地管理手法の検討

<p>現 状 と 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無住化した土地(農地や森林を含む。)や家屋の所有者は、地域が荒廃し、周辺地域へ悪影響が生じることについて課題認識を持ちつつも、特段の対策は検討されていない状況にあります。 ・ 土地や家屋の放置が続くと、所有者が不明となる可能性がある中、所有者と地区・集落の住民とのつながりが薄れてきています。一部の集落では、空き家等の管理を所有者から請け負っている事例があるものの、時間の経過とともに関係が途切れたり、請負そのものが継続できなくなる懸念があります。 ・ こうした中、中山間地域の広範を占める農地については、「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」の策定に向け、今後の農地利用に係る地域の話合いが進められています。森林については、既に境界・所有者が不明な森林が多く存在しており、無住化や代替わりなどによって、境界特定や管理が一層困難になることが想定されています。 ・ そのため、土地や家屋等の管理を誰にどう託すのか、無住化するまでに検討しておくことが必要です。
<p>施 策 の 推 進 方 向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無住化する前に話合いを行う仕組みの構築に向けて、県において話合いをサポートする人材の育成を図りつつ、地区・集落への派遣体制を整えていきます。 ■ 話合いを行う地域のニーズを踏まえ、所有者及びその相続予定者に対して、今後の活用や管理手法などの意向確認を行う仕組みを市町と連携して検討します。また、農地については、鳥獣害対策等も含め地域計画の実現に向けた取組を進めます。 ■ 無住化が懸念される地域における整備が必要な森林については、森林経営管理制度等を活用し、所有者の把握や意向を確認するなどにより適切な管理を行います。
<p>R7年度末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区・集落の話合いをサポートする人材を確保・育成し、話合いに取り組む地域に派遣し、資産の活用方策等、今後の管理手法の在り方検討の後押しをします。 <p>また、地域計画の策定と計画の実現に向けた取組を支援するとともに、効果的な鳥獣被害対策も講じながら、将来の農地の効率的な利用を進めます。</p>

(5) 取組の推進体制

[10年後の目指す姿]

- ◆ 住民自治組織において、集落点検に基づく将来見通しに応じた取組が主体的に行われるよう、中間支援人材による継続的に支える仕組みが構築されています。
- ◆ 生活機能確保のための、新たな取組を支える仕組みが構築されています。
- ◆ 中山間地域の有する公益的機能喪失の及ぼす影響が広く認識され、地域外の人々も中山間地域の抱える課題解決に、我が事として関わっています。

ア 地区・集落への支援体制の構築

《視点》 地区・集落の将来見通しを踏まえた取組を中間支援人材などが支援する仕組みの構築

③⑤ 地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有

③⑥ 地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区・集落においては、担い手不足、地域活動に対する負担感の高まりと活動維持の困難さを背景とする将来に対する不安感があります。 ・ 移住者やUターン者によって、こうした不安感の軽減につながっている事例が見受けられるものの、地区・集落で担ってきた活動すべてを託していくことには限界があります。 ・ こうした中において、地域の実情に応じた集落対策の取組が行われていくためには、まずは将来において予測される地区・集落の姿が広く住民に認識される必要があります。 ・ 地区・集落の将来見通しは、段階をイメージした上で、単に世帯規模だけではなく、他の諸条件を含めた複合的な条件によって導き出されると考えられます。 ・ 住民自治組織の活動に当事者意識を有しない者が多いと、より地域の衰退を早めることにつながりかねないことを考慮し、将来の見通しに応じた対策が検討される必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町に対し、地区・集落の将来見通しを踏まえ、対策の検討が急がれる地区・集落の見極めを支援します。 ■ 市町と連携し、地区・集落に対し、将来の姿の客観的な把握、適切な対策の選択に必要な情報を提供します。また、中間支援人材を派遣し、住民の話し合いに基づく将来見通しに応じた対応への合意形成を後押しします。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 話し合いの前提となる、地域の現状及び将来見通し等の客観的な指標を整理した集落カルテを地域に情報提供し、集落点検の実施を働きかけます。 ■ 中間支援人材を派遣し、集落点検の取組の支援を行います。

イ 生活機能確保に向けた支援体制の構築

《視点》 生活機能の確保に向けた、サービス提供事業者の参画や外部人材の活用策などを、民間事業者とともに提案する仕組みの構築

③⑨ 生活機能を提供する民間主体をサポートする機能の構築

③⑩ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(再掲)

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済効率のみに力点を置いた民間事業者による生活サービスは、その対象者の減少によって事業縮小や撤退が避けては通れない状況になることが見込まれます。 ・ こうした中、住民にとって身近な生活サービスが持続的に提供されていくためには、外部の知見等も取り入れ、住民自治組織や地域の関係機関等が連携する中で、新たな仕組みが構築されていく必要があります。 ・ また、この仕組みが地域の実情に合うよう改善されながら定着していくためのサポート機能と、サービスの提供を担う人材の確保を図っていく必要があります。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な事業者等が連携した生活サービスの複合化など新たなビジネスモデルの構築を後押しするとともに、その実現と継続性につながる助言・サポート体制を整えます。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町や地域住民と協議しながら、モデル地区において、生活物資の確保等の実証実験を行うなど、生活サービス確保のための仕組みづくりに取り組みます。

ウ 国民的理解の促進

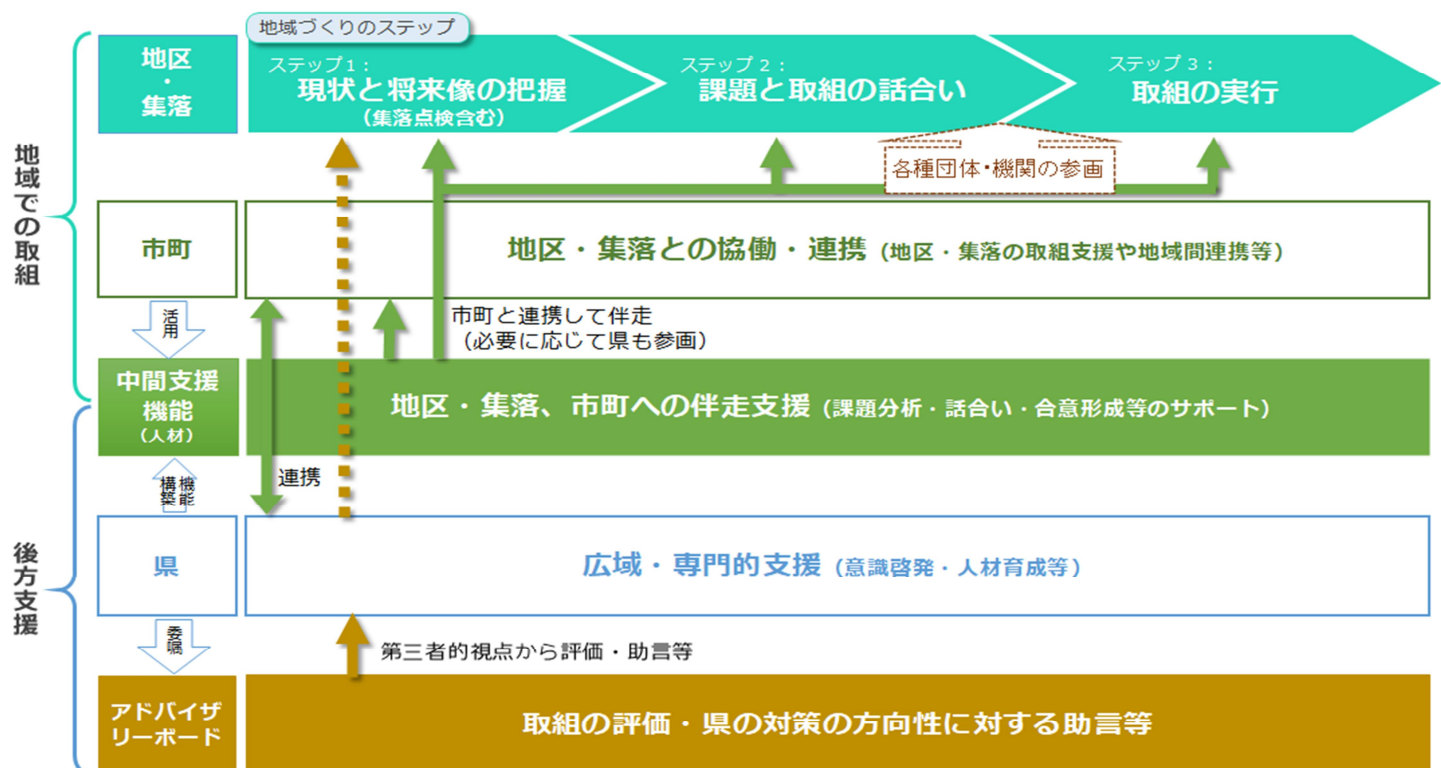
《視点》 中山間地域の価値の再認識と多くの人と地区・集落との関わりしるの拡大

④ 中山間地域の価値の国民的な理解の促進

現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の振興対策や集落対策が地域内外の人々の理解の下で、効果的に進められていく必要があります。 これまで地域に暮らす人々の営みの中で守り継がれてきた地域の価値が失われた場合、地域内外にどのように影響を及ぼしていくか、都市住民を含め認識されていくことが必要です。
施 策 の 推 進 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 地区・集落における暮らしの豊かさや伝統文化などの継承につながる活動を支援するとともに、広く情報発信を行います。
R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり人材のプラットフォームの登録者が行う、中山間地域の価値の継承につながる活動を支援します。

3 施策マネジメント 【本文 P52～53】

集落対策の取組に当たっては、①住民自治組織と市町の連携、②市町と県の連携・協力、③有識者による評価・助言等を得ながら進めていくことや、「目指す姿」の実現に向けては、PDCAサイクルによるマネジメントが必要である。



○ 参考指標 【本文 P54】

主な指標	令和5年度 (現状)	令和7年度 (目標)
専門人材の支援を受けて話し合いに着手した地区・集落数	—	24 組織
話し合いをサポートし、合意形成に導く専門人材の育成数	—	15 人